

ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ミズヒマワリについて

根拠規定	省令第5条第2号	省令第7条第1号及び第2号(許可条件関係)		省令第8条第2号	省令第8条第4号
目的	特定飼養等施設の基準の細目	(第1号) 許可の有効期間	(第2号) 飼養等数量の増減の届出等 ・届出が必要になる事由と提出期限	識別措置	取扱方法
指定の際現に飼養等している個体を愛がん又は鑑賞のために飼養等する場合	特定飼養等施設が、次に掲げる施設基準のいずれかに該当していること。 3 移動式の施設基準 4 水槽の施設基準	3年間(その期間が終了するまでに更新のための許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し、許可をするかどうかの処分のある日まで)	・ 譲り渡し又は引き渡しその他の事由により飼養等する個体の数量が減少した場合は、その事実が発生した日から30日以内に施行規則第7条第2号イからチまでに掲げる事項を記載した届出を主務大臣に提出すること。	・ 個体の飼養等を開始した日から30日以内に、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付して提出すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定飼養等施設の外では飼養等してはならない。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物を特定飼養等施設の外で飼養等することとなる場合であって、その間、十分な強度を有する水槽に入れること等適切な逸出防止措置を講じ、速やかに特定飼養等施設に収容すること。 ・ 施設内の水交換等に当たっては、特定外来生物の器官の一部が逸出することのないよう、濾過した上で排水を行うこと。 ・ 枯損した個体又は飼養等をしないこととした個体については、焼却処分すること。

ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ミズヒマワリについて

根拠規定	省令第5条第2号	省令第7条第1号及び第2号(許可条件関係)		省令第8条第2号	省令第8条第4号
目的	特定飼養等施設の基準の細目	(第1号) 許可の有効期間	(第2号) 飼養等数量の増減の届出等 ・届出が必要になる事由と提出期限	識別措置	取扱方法
学術研究、展示、教育、生業の維持、その他上記以外の目的	<p>特定飼養等施設が、次に掲げる施設基準のいずれかに該当していること。</p> <p>3 移動式の施設基準</p> <p>4 水槽の施設基準</p> <p>5 人工池沼等の施設基準</p>	3年間(その期間が終了するまでに更新のための許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し、許可をするかどうかの処分のある日まで)	<ul style="list-style-type: none"> 輸入、譲り受け、引き受け若しくは採取により飼養等する個体の数量が増加した場合、又は譲り渡し若しくは引き渡しその他の事由により飼養等する個体の数量が減少した場合は、その事実が発生した日から30日以内に施行規則第7条第2号イからチまでに掲げる事項を記載した届出を主務大臣に提出すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 個体の飼養等を開始した日から30日以内に、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付して提出して提出すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定飼養等施設の外では飼養等してはならない。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物を特定飼養等施設の外で飼養等することとなる場合であって、その間、十分な強度を有する水槽に入れること等適切な逸出防止措置を講じ、速やかに特定飼養等施設に収容すること。 施設内の水交換等に当たっては、特定外来生物の器官の一部が逸出することのないよう、濾過した上で排水を行うこと。 枯損した個体又は飼養等をしないこととした個体については、焼却処分すること。

ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ミズヒマワリについて
 特定飼養等施設の基準の細目

3 移動式の施設	
	振動、転倒、落下等による外部からの衝撃が加えられても容易に損壊しない構造であること。
	個体のおし入れに用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。
	開口部のふた、戸等については、特定外来生物の体のふれない部分に、施錠設備が設けられていること。ただし、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りではない。
	空気孔又は排水孔を設ける場合は、その孔が個体(器官を含む。)逸出できない大きさ又は構造であること。
	運搬に係る特定飼養等施設は、十分な強度を有する箱、袋等の二次囲いに収納して運搬可能であること。
4 水槽又はこれに類する施設	
	当該施設が土地等に固定されていること。ただし、野外から隔離可能な室内に常置する場合にあっては、この限りではない。
	振動、転倒、落下等による外部からの衝撃が加えられても容易に損壊しない構造であること。
	空気孔又は排水孔を設ける場合は、その孔が個体(器官を含む。)逸出できない大きさ又は構造であること。
	当該施設を維持管理する権能を申請者が有していること。
5 人工池沼等(公園の人工池等)	
	外部の者が自由に当該施設に近づけないよう、フェンスの設置等の立入防止の措置が講じられていること。
	外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に逸出防止措置が講じられている場合はこの限りではない。
	洪水時においても、当該施設内の生物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。
	当該施設を維持管理する権能を申請者が有していること。